第10725号

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

高知県公報

令和7年4月8日（火曜日）

目　次

告　示　　ページ
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正　（行政管理課）〈4・1掲示〉　1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定　（福祉指導課）　1
○大規模小売店舗に関する変更の届出　（経営支援課）　1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（5件）　（〃）　1
○基本測量の終了の通知（3件）　（用地対策課）　2
○公共測量の実施の通知　（〃）　2
○公共測量の終了の通知（3件）　（〃）　2
○道路の区域変更　（道路課）　2
○建築基準法による道路の位置の指定　（建築指導課）　3
公　告
○県営土地改良事業の計画の変更（農地中間管理事業）　（農業基盤課）　3
○県営土地改良事業の工事の完了　（〃）　3
○建設業法に基づく処分　（土木政策課）　3
○都市計画の変更の図書の縦覧　（都市計画課）　3
入札公告
○一般競争入札（外部記録媒体利用制限等及び資産管理に係るソフトウェアの借入れ）の公告　（警察本部会計課）　3

告　示

高知県告示第276号の2

平成21年5月高知県告示第410号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

1中

「（2）　公益通報等を受理した場合の調査に関する事務
（3）　公益通報等を行った者等に対する当該公益通報等に係る是正措置、再発防止策、法令違反行為の事実等に関する通知の事務　」

を

「（2）　公益通報等（外部通報窓口で受け付けたものを含む。以下同じ。）の要件の審査
（3）　公益通報等を受理した場合の調査に関する事務
（4）　公益通報等を行った者等に対する当該公益通報等に係る是正措置、再発防止策、法令違反行為の事実等に関する通知の事務
（5）　公益通報等のうち外部通報窓口で受け付けたものに係る（4）の通知の内容を当該外部通報窓口に共有する事務　」

に改める。

高知県告示第278号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和7年4月8日

高知県知事　濵田　省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和6年11月1日	医療法人みずほ会 須崎市多ノ郷5748－1	須崎医療クリニック 須崎市多ノ郷5748－1 訪問リハビリテーション

高知県告示第279号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和7年4月8日

高知県知事　濵田　省司

1　届出の概要
（1）　届出者の名称
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社　代表取締役　伊藤　光博
（2）　届出者の住所
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
（3）　大規模小売店舗の名称及び所在地
ＴＳＵＴＡＹＡ南国店
南国市篠原194番地1ほか
（4）　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社ウイル	代表取締役　中村　彰宏	高知市中久万238番地4

（変更後）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社ウイル	代表取締役　中村　暢男	高知市中久万238番地4

（5）　変更年月日
令和6年12月16日
（6）　変更理由
小売業者の代表者の変更のため
2　届出年月日
令和7年3月24日
3　届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
南国市役所
4　意見書に記載すべき事項
（1）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（2）　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
（3）　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
（4）　意見の内容

高知県告示第280号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同

条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司
1　法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和6年12月高知県告示第728号
2　意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
高知パワーセンター
高知市介良字長丁317番1ほか
3　意見の概要
意見なし

高知県告示第281号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司
1　法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和6年12月高知県告示第730号
2　意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
四万十ショッピングガーデン
四万十市具同八反田3189－2
3　意見の概要
意見なし

高知県告示第282号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司
1　法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和6年12月高知県告示第732号
2　意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
四万十ショッピングガーデン
四万十市具同八反田3189－2
3　意見の概要
意見なし

高知県告示第283号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司
1　法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和7年2月高知県告示第96号
2　意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
サニータウンⅡ
四万十市古津賀字西大場1296番地1ほか
3　意見の概要
意見なし

高知県告示第284号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司
1　法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和7年2月高知県告示第106号
2　意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス古津賀店
四万十市古津賀字西大場1296番地1ほか
3　意見の概要
意見なし

高知県告示第285号

国土交通省国土地理院長から令和6年6月高知県告示第425号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和7年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司

高知県告示第286号

国土交通省国土地理院長から令和6年7月高知県告示第471号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和7年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司

高知県告示第287号

国土交通省国土地理院長から令和6年7月高知県告示第472号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和7年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司

高知県告示第288号

高知県土木部高知土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年3月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司
1　作業種類
公共測量（基準点測量）
2　作業期間
令和7年4月1日から同年9月19日まで
3　作業地域
高知市春野町西畑

高知県告示第289号

高知県土木部高知土木事務所長から令和6年10月高知県告示第562号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月9日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司

高知県告示第290号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和6年10月高知県告示第647号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月7日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司

高知県告示第291号

高知県農業振興部農業基盤課長から令和6年11月高知県告示第675号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年2月13日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年4月8日
高知県知事　濵田　省司

高知県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和7年4月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和７年４月８日

高知県知事　濵田　省司

1　道路の種類　国道
2　路　線　名　439号
3　道路の区域

区　　間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）
土佐郡土佐町東石原字中尾942番１から土佐郡土佐町東石原字中尾942番５まで	前	15.9～21.6	48
	後	15.9～21.6	48

高知県告示第293号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和７年４月８日

高知県知事　濵田　省司

地　名	地　番	幅　員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
土佐市蓮池	字茶園2708番４	5.00	23.68	

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、県営土地改良事業（北川２期地区農地中間管理機構関連農地整備事業（区画整理））の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和７年４月８日

高知県知事　濵田　省司

1　縦覧に供する書類
　県営土地改良事業変更計画書の写し
2　縦覧期間
　令和７年４月８日から同年５月９日まで
3　縦覧場所
　北川村役場
　高知県農業振興部農業基盤課ホームページ
　（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/）
4　その他
　この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
　また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して６月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

令和７年４月８日

高知県知事　濵田　省司

1　土地改良事業の名称
　農村災害対策整備事業（保全施設）
2　地区名
　津野地区
3　工事完了年月日
　令和５年２月28日

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定により次のとおり公告する。

令和７年４月８日

高知県知事　濵田　省司

1　処分をした年月日
　令和７年４月２日
2　処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
　有限会社イワサキ・アグリサービス
　代表取締役　岩﨑　寿雄
　安芸郡田野町2759番地６
　高知県知事許可（般－６）第10281号
3　処分の内容
　建設業法第28条第３項の規定に基づく建設業の営業の停止
（１）　停止を命ずる営業の範囲
　建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第１に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。）以外の工事に係るもの
（２）　営業の停止の期間
　令和７年４月16日から同月22日までの７日間
4　処分の原因となった事実
　有限会社イワサキ・アグリサービスは、民間工事において、建設業法第３条第６項に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第366号）第１条の規定による改正前の建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第２条に規定する金額以上の下請契約を締結していた。
　このことは、建設業法第28条第１項第２号の規定に該当する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和７年４月８日

高知県知事　濵田　省司

1　都市計画の種類
　高知広域都市計画下水道
2　縦覧場所
　高知県土木部都市計画課及び高知市役所

入　札　公　告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和７年４月８日

高知県警察本部長　岩田　康弘

1　入札に付する事項
（１）　借入物品の名称及び数量
　外部記録媒体利用制限等及び資産管理に係るソフトウェア一式
（２）　借入物品の特質等
　入札説明書による。
（３）　借入物品の借入期間
　令和７年11月１日から令和12年10月31日まで
（４）　借入物品の借入場所
　高知県警察本部警務部情報管理課が指定する場所
（５）　入札方法
ア　入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、４の(３)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　高知県における「令和６年度～令和８年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

（３）　この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成７年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

（４）　４の(３)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和６年度から令和８年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和５年９月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第１の２の(９)に該当し、告示第７の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第１の２の(９)に該当しない者であること。

（５）　入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

（６）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７）　(１)から(６)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3　契約条項を示す場所等

（１）　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780－8544
高知市丸ノ内二丁目４番30号
高知県警察本部警務部会計課用度係
電話番号088－826－0110（内線2252）

（２）　入札説明書の交付方法

令和７年４月８日（金）から同年５月９日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日を除く。）の間に(１)の交付場所で交付する。

（３）　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年６月４日（水）午後１時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和７年６月３日（火）午後５時までに(１)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ　場所

高知市丸ノ内二丁目４番30号　高知県警察本部１階102会議室

4　その他

（１）　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）　入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第９条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

（３）　入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和７年５月９日午後５時までに３の(１)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（４）　入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（５）　落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第１の２の(９)に該当し、告示第７の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第１の２の(９)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

（６）　手続における交渉の有無

無

（７）　契約書作成の要否

要

（８）　資格審査に関する事項

２の(２)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和７年４月28日（月）午後５時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

（９）　関連情報を入手するための照会窓口

３の(１)に同じ。

(10)　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

（１）　Nature and quantity of the products to be leased: Software for External Storage Media Control and Asset Management 1 set

（２）　Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 9 May 2025

（３）　Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Wednesday 4 June 2025

（４）　Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the section noted in (5) by 5:00 P.M. on Tuesday 3 June 2025

（５）　Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

（６）　Others: As in the tender documentation